

最高人民法院

「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

| 意見項目 | 修正提案 | 修正理由 |
|------------|--|--|
| 第二条 第一項 | 「簡単に獲得できないものである場合」をより具体的かつ明確に記載すべきである。また、本条の「簡単に獲得できないものである場合」と第六条および第七条の「秘密保持措置」との関係を明らかにすべきである。 | どのような場合が「簡単に獲得できないものである場合」に該当するか不明確である。また、この「簡単に獲得できないものである場合」と第六条および第七条の「秘密保持措置」との関係（例えば、第六条および第七条に基づき「秘密保持措置」を講じていると認定されれば、原則として「簡単に獲得できないものである場合」に該当するとも認定されるのか）を併せて明確にされたい。 |
| 第二条 第二項 | 「 人民法 院は、 公衆に知られている情報を整理、改善して形成した新たな情報、及び 出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報 又はその他 <u>公衆に知られている情報を整理、加工して形成した新たな情報</u> であって前項の定めに適合するものについては、公衆に知られていない情報であると認定しなければならない。」 ※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。 | 本項は、公に知られている情報であっても、加工された結果、公衆に知られていない情報になったものを対象としているため、その点が明確になるように文言を修正すべきである。 また、単に公に知られている情報を整理、改善しただけでは「公衆に知られていない情報」とはならないため、第五条と同様に情報を「改善」でなく「加工」することが要件として必須であると考える。 |
| 第六条 第一項 | 「当該秘密保持措置は、営業秘密の商業的価値、重要度等に <u>照らし客観的に判断して</u> 相応しいものでなければならない。」 ※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。 | 秘密保持措置が「相応しい」か否かの判断は、当事者の主観的な基準ではなく客観的な基準に基づいてなされるべきである。 |
| 第六条 第二項 | 「共有営業秘密については、各共有者とも相応の秘密保持措置を講じていなければ保 | 現在の文言だと、共有の営業秘密について秘密保持措置を講ずることが義務であるよ |

| | | |
|--------------------|---|--|
| | <p><u>護の対象とは</u>ならない。」</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p> | <p>うにも読めるため、修正すべきである。</p> |
| <p>第六条 第三項</p> | <p>相応の秘密保持措置が講じられているか判断されるにあたって考慮される要素のうち、「(一) 営業秘密の媒体の性質」、「(三) 秘密保持措置の識別度」および「(四) 秘密保持措置と営業秘密との整合度」について、それぞれ具体的にどのような内容を想定しているのか明確にされたし。</p> | <p>これらは、相応の秘密保持措置が講じられていたか否かを認定する重要な考慮要素であるため、予測可能性を担保するためにも、何をどの程度行えばよいのか具体的に説明されるべきである。</p> |
| <p>第七条</p> | <p>「権利者が講じる相応の秘密保持措置には、下記のもが含まれる。」として(一)から(六)までの措置が規定されているが、これらのいずれかを必ず含まなければならないのか、それとも単なる例示なのか、明確にすべきである。</p> <p>また、「相応の秘密措置」か否かは、(一)から(六)の措置を総合して判断されるということであれば、その旨を明確にすべきである。</p> | <p>(一)から(六)の各措置と「相応の秘密保持措置」の関係が不明確である。</p> |
| <p>第七条</p> | <p>「(一) 秘密保持合意書の締結、若しくは契約における秘密保持義務の取り決め<u>及びその履行状況</u>」</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p> | <p>権利者が求める秘密保持義務の存在や規定がいかに厳格であっても、実際に履行されていない場合や、不履行の状況を権利者が放置などしている場合なども考えられるため、履行状況を併せて考慮すべきである。</p> |
| <p>第八条 第二項</p> | <p>「被疑侵害者は、研究開発、譲受、許諾、リバースエンジニアリング、承継等の方式により侵害被疑情報を獲得したと主張する場合、<u>合法的な方法により獲得したことを</u>これをを挙証して証明しなければならない。」</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p> | <p>被疑侵害者が情報を「合法的に」獲得したことを挙証し、証明させることが必要である。</p> |
| <p>第十条</p> | <p>「契約に秘密保持義務の取り決めはないも</p> | <p>行為だけでなく、被疑侵害者の商業的屬性</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>第二項</p> | <p>の、信義誠実の原則及び契約の性質と目的、取引習慣、契約成立のプロセス及び被疑侵害者の商業的屬性等に基づけば、被疑侵害者が契約の締結・履行にあたって獲得した情報が権利者の営業秘密であることを知っている場合又は知るべきである場合には、人民法院は、反不正当竞争法第九条第一項にいう「秘密保持義務」を構成すると認定することができる。」</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p> | <p>(例えば類似する営業情報を取扱っている事業者であるため、営業秘密であることを知りうべき立場にある場合) も考慮すべきである。</p> |
| <p>第十四条 第一項</p> | <p>侵害被疑情報が権利者の主張する営業秘密と実質的な区別がなく、かつ、<u>侵害被疑情報と営業秘密の間に使用における実質的な差がない営業秘密の使用に対し実質的な影響がない</u>場合、人民法院は、侵害被疑情報と営業秘密とが反不正当竞争法第三十二条第二項にいう「実質的に同一のもの」とであると認定することができる。</p> <p>※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。</p> | <p>「営業秘密の使用に対し実質的な影響がない」は意味が不明であり、左記のように明確化すべきである。</p> |
| <p>第十四条 第二項</p> | <p>侵害被疑情報と営業秘密が実質的に同一のものか否か判断するにあたって、「(三) 公的分野における営業秘密に係る情報の状況」を、具体的にどのように考慮するか明確にされたし。</p> | <p>侵害被疑情報と営業秘密の同一性判断と、「(三) 公的分野における営業秘密に係る情報の状況」の関係が不明である。</p> |
| <p>第十七条</p> | <p>「当事者が、同一の侵害被疑行為に係る営業秘密侵害犯罪の刑事事件が審理中であることを理由に、営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理中止を請求した場合、人民法院は通常これを支持しなければならない。<u>また、人民法院は職権により、刑事事件審理の間、民事事件の審理を中止することができる。</u>」</p> | <p>当事者からの中止請求がなければ、刑事事件と民事事件が並行して進行する可能性があり、その場合、両事件で別の判断がなされるおそれがある。また、刑事事件では捜査機関による証拠収集も期待できる。これらの理由から、人民法院の職権により、刑事事件の審理中は民事事件の審理を中止できるようにすることが望ましい。</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| | ※上記の様に修正。下線箇所は追記部分。 | |
| 第二十七条 | 訴訟で提出された営業秘密に係る証拠、資料について人民法院が講ずる「必要な秘密保持措置」の内容を具体的に記載されたし。 | 営業秘密に係る証拠、資料が当事者以外の第三者に漏れないことが具体的にどのように担保されるのか不明である。 |

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)